

子ども・子育て支援新制度で

■教育・保育施設の利用には「保育の必要性」の認定申請が必要となります

これまでの制度では、保育所の入所要件であった「保育に欠けること」の認定を、入所判定の際に一体的に行っていました。新制度では、「保育に欠けること」に代わり、「保育の必要性」の認定を入所判定とは独立した手続として行っていきます。また、新制度においては、保育に欠ける・欠けないにかかわらず、教育・保育の利用を希望する全ての保護者が申請できるようになります。

そのほか、これまで、「同居の親族等が保育できないこと」が保育所の入所要件でしたが、新制度では「同居の親族等が保育することができる場合、その優先度を調整することができる」こととなり、保育を申し込む際の実居親族等の位置付けが変更になりました。

■「保育の必要性」が認定されるための事由

- ▶ 保護者が仕事をしている場合（フルタイムのほか、パートタイム、夜間勤務、自営業等の居宅内労働など、すべての就労形態を含む）
- ▶ 保護者が病気であるか、または心身に障害のある場合
- ▶ 保護者が同居または長期入院等をしている親族を常時介護・看護している場合
- ▶ 保護者が妊娠中であるか、または出産後間がない場合
- ▶ 保護者が震災、風水害、火災、その他の災害復旧活動をしている場合
- ▶ 保護者が求職活動中である場合（起業準備中を含む）
- ▶ 保護者が就学中である場合（職業訓練校等における職業訓練中を含む）
- ▶ 児童虐待やドメスティックバイオレンス（DV）を受けているか、または受けるおそれがある場合
- ▶ 保護者が育児休業を取得する際に、すでに認可保育所等を利用している子どもがいて、継続して利用することが必要である場合
- ▶ その他、上記に類する状態として墨田区が認める場合

■3つの認定区分によって利用できる施設等が異なります

「保育の必要性」は3つの認定区分に分かれます。保護者はこの認定区分に応じた利用可能な施設等（認定こども園、幼稚園、保育所、

地域型保育事業等）から、希望に基づき施設・事業を選択することとなります。

■対象および認定区分等

対象	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設・事業
3歳以上で就学前の子ども	なし	1号認定（教育標準時間認定）	幼稚園、認定こども園
	あり	2号認定（保育認定）	保育所、認定こども園
3歳未満の子ども	あり	3号認定（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育事業

- ① 墨田区立幼稚園は現状のまま新制度に移行する予定ですが、私立幼稚園については、新制度に移行する園と現行制度を継続する園とがあり、今後、各園の判断においていずれかを選択することとなります。
- ② 教育標準時間認定とは、1日3時間～4時間程度の幼児教育の時間のことです。
- ③ 墨田区立幼稚園は4歳児・5歳児の2年保育のため、4歳から就学前までの子どもが1号認定となります。

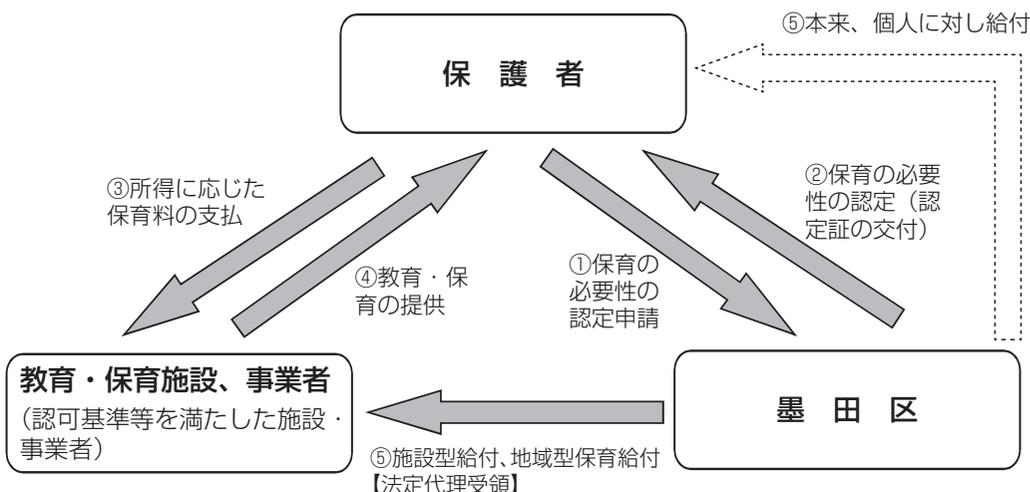
💡 2号認定または3号認定を受ける場合、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」か「保育短時間」の利用区分に分けられます。

- 「保育標準時間」利用
主にフルタイム勤務を想定した利用で、利用可能時間は最長11時間です。
- 「保育短時間」利用
主にパートタイム勤務を想定した利用で、利用可能時間は最長8時間です。

- ④ それぞれ上記の保育時間を超える利用については、「延長保育事業」で対応することとなります。
- ⑤ 保育短時間利用の対象となる保護者の就労時間の下限は、1か月あたり48時間です。

■公的給付の仕組みが変わります

これまで幼稚園や保育所等へ個別に行われてきた公的な財政支援が、幼稚園、保育所、認定こども園に共通で創設される「施設型給付」へ一本化されます（ただし、新制度に移行しない私立幼稚園を除きます）。また、地域型保育事業については「地域型保育給付」が創設されますので、今後、小規模保育事業等も公的な財政支援の対象となります。これらの給付は本来、保護者への個人給付ですが、公費を確実に教育・保育に充てるため、施設・事業者が保護者に代わり区から給付を受け（法定代理受領制度）、利用者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。



- ① 幼稚園の場合は、園を通じて保育の必要性の認定を申請することになります。
- ② 認可保育所の場合は保護者と区との契約になり、保育料の徴収は区が行います。

何が変わるの？

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、幼児期の教育・保育の仕組みや利用手続等が変わります。2・3面では、現在の制度からの主な変更点をお知らせします。

■新規での入園・入所等の手続方法が変わります

これまで、幼稚園への入園を希望する場合は施設に直接申し込み、保育所への入所を希望する場合は区の窓口申請する仕組みでした。

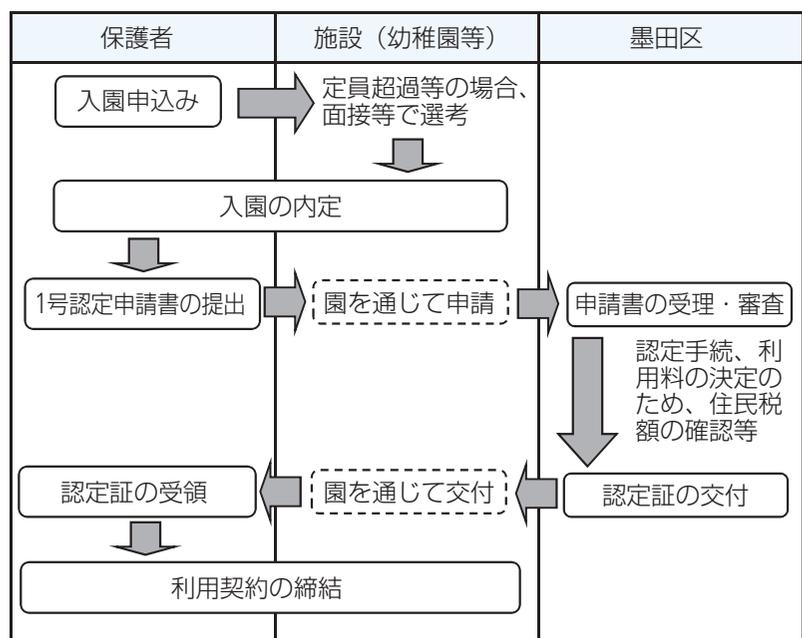
新制度では、幼稚園(新制度に移行する園)や認定こども園(3歳以上の教育機能部分)への

入園を希望する場合は、希望する園へ直接入園申し込みを行い、入園が内定した後にその園を通じて保育の必要性の認定を受け、施設を利用していただくことになります。(左下表参照)

一方、保育所や認定こども園(保育機能部分)

への入所を希望する場合は、まず区に保育の必要性の認定を申請のうえ、認定を受けていただきます。その後、認定区分や保育の必要量に応じて希望に合った施設や事業の利用申し込みをしていただくことになります。(右下表参照)

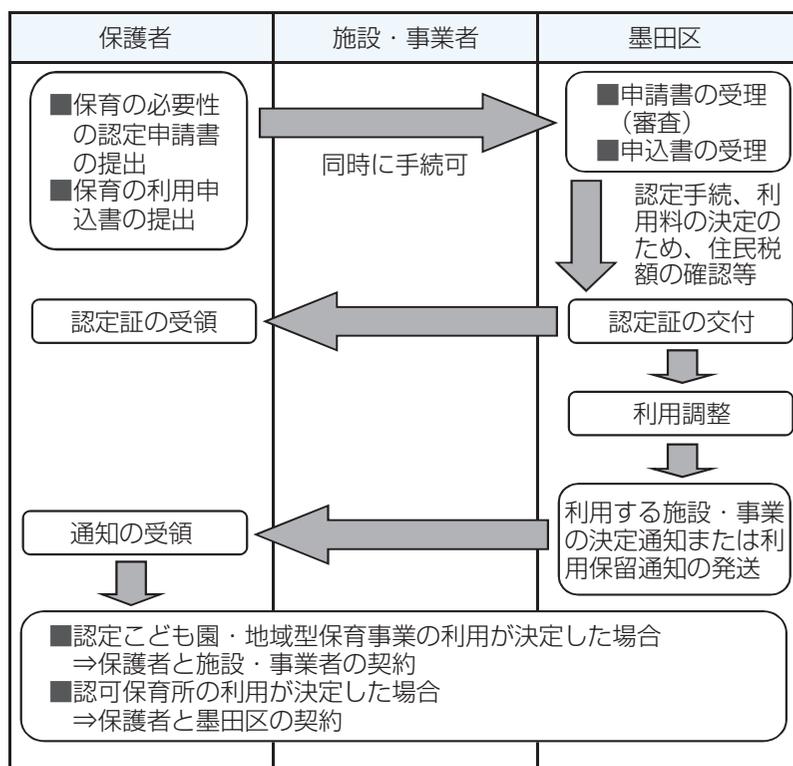
■幼稚園等を利用希望する場合の認定手続(1号認定)



① 私立幼稚園のうち新制度に移行しない園の利用手続は、現行どおりで変更はありません。詳しくは、各園にお問い合わせください。



■保育所等を利用希望する場合の認定手続(2号・3号認定)



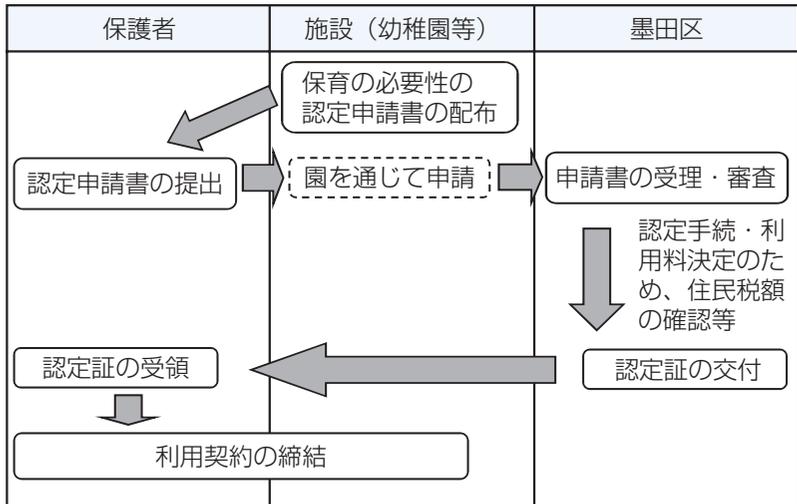
② 利用調整とは、保育の必要性の認定申請書等の内容に基づき、利用申請者ごとの優先順位を選考基準により決定し、優先順位順で利用希望施設等へ利用決定者の振り分けを行う業務のことです。

③ 認定申請をしても、保育の必要性の認定事由に該当しないなど、認定証交付の要件を満たさない場合は、認定を必要とする教育・保育施設等を利用できません。

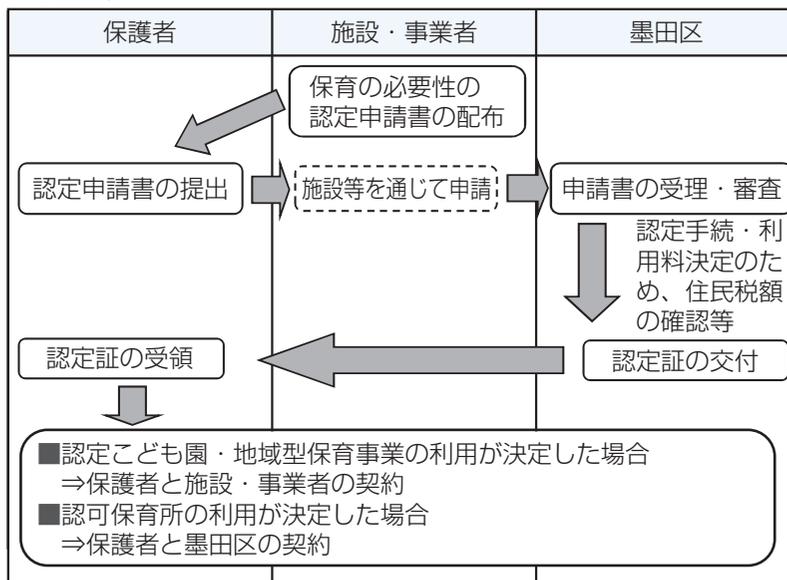
■引き続き27年4月以降も現在の施設等を利用する場合にも手続が必要です

基本的に現在の施設を継続して利用することができますが、区に保育の必要性の認定を申請のうえ、認定を受けていただく必要があります。

■1号認定を受けて利用する施設(幼稚園等)



■2号・3号認定を受けて利用する施設・事業者等(保育所・地域型保育事業等)



■所得に応じて利用料金(保育料)が異なります

現行制度における利用者負担の水準や利用者の所得に応じた負担(応能負担)を基本として、国が定める水準を上限に墨田区が利用料金を設

定します。詳しくは具体的な金額が決まり次第お知らせします。また、施設によっては、利用料金に加え、実費負担や上乗せ利用料が生じる

場合もあります。なお、新制度に移行しない幼稚園等については、今までどおり施設が利用料金を定めます。